

平成26年第2回豊頃町議会定例会会議録（第2号）

平成26年6月25日（水曜日）

◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2	委員会報告第4号	議会運営委員会所掌事務調査結果報告
日程第 3	陳情第10号	「ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める」意見書採択等のお願い（陳情）
日程第 4	陳情第11号	地方財政の充実・強化を求める陳情
日程第 5	陳情第12号	北海道最低賃金改正等に関する陳情
日程第 6	陳情第13号	憲法解釈変更による「集団的自衛権の行使容認」に反対する陳情
日程第 7	陳情第14号	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2015年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた陳情
日程第 8	陳情第15号	道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める陳情
日程第 9	議案第34号	平成26年度豊頃町一般会計補正予算（第3号）
日程第10		豊頃町農業委員会委員の推薦
日程第11		一般質問
日程第12	意見書案第4号	ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書
日程第13	意見書案第5号	地方財政充実・強化を求める意見書
日程第14	意見書案第6号	平成26年度北海道地域最低賃金改正等に関する意見書
日程第15	意見書案第7号	義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率の復元など平成27年度政府予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書
日程第16	意見書案第8号	新たな高校教育に関する指針の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書
日程第17	発議案第1号	「TPP協定交渉から十勝を守り抜く」決議

日程第 1 8

議員の派遣

日程第 1 9

委員会の閉会中の所掌及び所管事務調査の申し出
(議会運営委員会、各常任委員会)

日程第 2 0

会期中の閉会

◎出席議員 (8名)

1 番 杉 野 好 行 君

2 番 松 崎 政 利 君

3 番 菅 谷 誠 君

4 番 欠 員

5 番 津久井 精 一 君

6 番 大 谷 友 則 君

7 番 長谷川 勝 夫 君

8 番 藤 田 博 規 君

9 番 小野木 英 毅 君

◎欠席議員 (0名)

◎地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 宮 口 孝 君

副 町 長 石 田 貢 君

教 育 委 員 長 前 川 啓 一 君

教 育 長 菅 原 裕 一 君

農 業 委 員 会 長 竹 下 昌 徳 君

代 表 監 査 委 員 山 口 浩 司 君

総 務 課 長 山 本 芳 博 君

企 画 課 長 金 川 正 次 君

住 民 課 長 柄 崎 明 久 君

福 祉 課 長 岩 城 光 洋 君

産 業 課 長 和 田 宏 樹 君

施 設 課 長 渡 部 邦 生 君

会 計 管 理 者 佐 藤 孝 夫 君

農 業 委 員 会 事 務 局 長 高 倉 明 君

教 育 委 員 会 教 育 課 長 富 田 秀 樹 君

子 育 て 支 援 所 長 瀬 尾 光 男 君

◎職務のために議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長 高 井 伸 夫 君
庶 務 係 長 木 村 ひ と み 君

◎ 開議宣告

- 小野木議長 これから、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 会議録署名議員の指名

- 小野木議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、1番杉野好行議員及び2番松崎政利議員を指名します。

◎ 委員会報告第4号

- 小野木議長 日程第2 委員会報告第4号議会運営委員会所掌事務調査結果報告の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

長谷川議会運営委員長。

- 長谷川議会運営委員長 委員会報告第4号。

議会運営委員会所掌事務調査結果報告書。

本委員会の所掌事務について、調査の結果を次のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、調査事件。

- (1) 平成26年第2回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

2、調査期日。

平成26年6月18日。

3、調査の経過。

- (1) 平成26年第2回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

平成26年6月11日招集告示のあった平成26年第2回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項について、町長からの追加議案の提出があり、同月18日に委員会を開催し、2日目議事日程等について協議を行った。

4、調査の結果。

- (1) 平成26年第2回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

ア、町長から提案の追加議案1件について、2日目6月25日に審議することとした。

以上であります。

●小野木議長 これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

したがって、委員会報告第4号は、報告済みとします。

◎ 陳情第10号

●小野木議長 日程第3 陳情第10号「ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める」意見書採択等のお願いの件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

松崎産業厚生常任委員長。

●松崎産業厚生常任委員長 陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告します。

記。

1、陳情受理番号。陳情第10号。

2、付託年月日。平成26年6月18日。

3、件名。「ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める」意見書採択等のお願いの。

4、審査の結果。採択すべきものと決定。

5、委員会の意見。国の実施した集団予防接種時の注射器連続使用によりB型肝炎ウイルスに感染した患者や、薬剤によりC型肝炎ウイルスに感染した患者が多くいる中、国費の医療費助成は限定されており、就労不能などにより、多くの患者が生活に困窮していることから願意妥当としたものである。

以上。

●小野木議長 これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(討 論 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、陳情第10号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択とするものです。

お諮りします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第10号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎ 陳情第11号

●小野木議長 日程第4 陳情第11号地方財政の充実・強化を求める陳情の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

大谷総務文教常任委員長。

●大谷総務文教常任委員長 陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告します。

記。

1、陳情受理番号。陳情第11号。

2、付託年月日。平成26年6月18日。

3、件名。地方財政の充実・強化を求める陳情。

4、審査の結果。採択すべきものと決定。

5、委員会の意見。我が国の経済状況は依然として停滞しており、地域の雇用確保、社会保障の充実など地方自治体が果たす役割はますます重要となっている。震災からの復興、さらに地域経済と雇用対策の活性化が求められる中、地方財政予算の安定確保は必要と考えることから願意妥当としたものである。

以上。

●小野木議長 これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(討論なし)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、陳情第11号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択とするものです。

お諮りします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第11号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎ 陳情第12号

●小野木議長 日程第5 陳情第12号北海道最低賃金改正等に関する陳情の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

松崎産業厚生常任委員長。

●松崎産業厚生常任委員長 陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告します。

記。

1、陳情受理番号。陳情第12号。

2、付託年月日。平成26年6月18日。

3、件名。北海道最低賃金改正等に関する陳情。

4、審査の結果。採択すべきものと決定。

5、委員会の意見。非正規社員の割合が高い北海道においては、地域経済の維持や社会保障制度の維持・充実に係る税源確保のためにも賃金体系改善は喫緊の課題となっている。地域別最低賃金は、過去7年間で90円引き上げられてはいるものの、北海道は、全国で唯一生活保護水準との逆転現象が解消されておらず、早期にその解消を図ることが重要であることから願意妥当としたものである。

以上。

●小野木議長 これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(討論なし)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、陳情第12号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択とするものです。

お諮りします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第12号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎ 陳情第13号

●小野木議長 日程第6 陳情第13号憲法解釈変更による「集团的自衛権の行使容認」に反対する陳情の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

大谷総務文教常任委員長。

●大谷総務文教常任委員長 陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告します。

記。

1、陳情受理番号。陳情第13号。

2、付託年月日。平成26年6月18日。

3、件名。憲法解釈変更による集团的自衛権の行使容認に反対する陳情。

4、審査の結果。継続審査すべきものと決定。

5、委員会の意見。集团的自衛権は、我が国では憲法第9条の制約から保有するが行使できないとの憲法解釈が確立し、歴代政権は、憲法が権力を縛るという立憲主義のもと、その解釈を守り続けてきた。憲法解釈変更による集团的自衛権の行使容認は、現時点では、賛否の判断ができてだけの情報がなく、次期定例会まで継続審査としたものである。

以上。

●小野木議長 これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(討論なし)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、陳情第13号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は継続審査とするものです。

お諮りします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第13号は、委員長の報告のとおり継続審査することに決定しました。

◎ 陳情第14号

●小野木議長 日程第7 陳情第14号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現を目指す教職員定数改善、就学保障充実など2015年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた陳情の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

大谷総務文教常任委員長。

●大谷総務文教常任委員長 陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告します。

記。

1、陳情受理番号。陳情第14号。

2、付託年月日。平成26年6月18日。

3、件名。義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現を目指す教職員定数改善、就学保障充実など2015年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた陳情。

4、審査の結果。採択すべきものと決定。

5、委員会の意見。へき地校が多い北海道において、標準的な教職員数の確保により教育の機会均等を保障する義務教育費国庫負担制度を維持することや教材費等の保護者負担の解消及び学校施設整備に係る教育予算の確保・充実は重要であることから願意妥当としたものである。

以上。

●小野木議長 これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(討 論 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、陳情第14号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択とするものです。

お諮りします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第14号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎ 陳情第15号

●小野木議長 日程第8 陳情第15号道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める陳情の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

大谷総務文教常任委員長。

●大谷総務文教常任委員長 陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告します。

記。

1、陳情受理番号。陳情第15号。

2、付託年月日。平成26年6月18日。

3、件名。道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める陳情。

4、審査の結果。採択すべきものと決定。

5、委員会の意見。公立高等学校配置計画により、予定を含め全道では現在までに17校が再編・統合によって削減されているなか地域の過疎化が加速し、地域経済や産業・文化などに影響が現れている。また、遠距離通学や下宿生活等により子どもたちの精神的身体的負担や保護者の経済的負担も増大している。このため広大な北海道の実情にあった高校づくりと高校教育の機会均等は重要であることから願意妥当としたものである。

以上。

●小野木議長 これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(討 論 な し)

- 小野木議長 討論なしと認めます。

これから、陳情第15号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択とするものです。

お諮りします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第15号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎ 議案第34号

- 小野木議長 日程第9 議案第34号平成26年度豊頃町一般会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

山本総務課長。

- 山本総務課長 議案第34号平成26年度豊頃町一般会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ210万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億4,282万2,000円と定めるものであります。

補正の内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により、歳出からご説明申し上げます。

10ページをお開き願います。

2款総務費、1項総務管理費において、7目企画費に豊頃佐々田町の町有地環境整備工事請負費210万円を追加。

この歳出に伴う歳入につきましては、8ページをご覧ください。

9款地方交付税、1項地方交付税に普通交付税210万円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

- 小野木議長 これから質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

8ページ、9款地方交付税。

(質 疑 な し)

- 小野木議長 次に、歳出については、項ごとに質疑を受けます。

10ページ、2款総務費、1項総務管理費。

(質 疑 な し)

- 小野木議長 それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。
質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 小野木議長 質疑なしと認めます。
これから、討論を行います。
討論はありませんか。

(討 論 な し)

- 小野木議長 討論なしと認めます。
これから、議案第34号を採決します。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 小野木議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第34号は、原案のとおり可決されました。

◎ 農業委員会委員の推薦

- 小野木議長 日程第10 農業委員会委員の推薦の件を議題とします。
議会推薦の農業委員会委員は2名とし、宝田幸子さん及び門茂子さんを推薦したいと思います。
お諮りします。

ただいま指名しました宝田幸子さんを農業委員会委員に推薦することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 小野木議長 異議なしと認めます。
次に、門茂子さんを農業委員会委員に推薦することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 小野木議長 異議なしと認めます。
したがって、議会推薦の農業委員会委員は2名とし、宝田幸子さん及び門茂子さんを推薦することに決定しました。

◎ 一般質問

- 小野木議長 日程第11 一般質問を行います。
通告順により、1項目ごとに発言を許します。
通告順番1、6番大谷友則議員。

●6番大谷議員 私のほうから、通告してありました大津地区の公営住宅について質問させていただきます。

時代に多様な方向性があるのか、大津で漁師になりたいとか、住みたいとか言う人があるようでありまして。住むところがないというふう聞いておりますが、大津地域にも公営住宅があるわけでありまして、現況はどのような状況になっているのか、また、大分年数が経過しておりますが、公営住宅もあるようでありまして。今後の計画についてはどのように考えているのかお聞かせ願いたいと思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 答弁を申し上げます。

公営住宅につきましては、最近では、非常に生活水準が向上してくるとともに、入居者の求める条件も非常に多岐にわたってきております。参考までに、本町の公営住宅の環境を申し上げますと、現在、本町では305戸有しております、入居戸数は289戸であり、入居率は約95%でございます。そのうち、大津地区には19戸の町営住宅があり、現状15戸に入居しており、入居率は約78.9%という状況になってございます。大津地区の19戸のうち9戸は築後40年を経過しており、今後入居者の動向によっては取り壊す考えを持っております。

このほかに10戸については平成30年から、順次内窓サッシ、天井断熱など、戸別的改善により、長寿命化を図り大津地区の住環境を整備しているところでございます。なお、平成28年度を目途に新たに2棟4戸の新しい建築を計画している状況でございます。

また、現在入居申し込みなどは出ておりませんが、二、三件の問い合わせがある状況でございます。

以上でございます。

●小野木議長 大谷議員。

●6番大谷議員 1人でも人口を増やすということは、我が町においては急務の喫緊の課題だというふうに思っております。大津地域の振興を考えると、やはり住宅があって住むということが重要な要素であり、今後においてもこれらの方向性を考えるときに地域振興につながっていくというふうには思いますけれども、町長はその辺のことをどのようにお考えか。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 今、ご指摘のとおり私もそのように思っております。特に本町は人口が3,500人を切っている状況でございまして、1人でも他町村から我が町に住んでいただけることを望んでおります。特に、先ほども申し上げましたとおり、非常に入居者の希望条件が多岐にわたっております。なかなか古い住宅には入りたくない。どうしても新しい住宅を求められております。これからは、できるだけ古い住宅であっても、使えるものはそれぞれ直し、ボイラーやユニットバス、ストーブ等の設置をしながら、地域住民の方々の住宅に入りたい方にできるだけサービスの向上を努めていく考えでおります。

●小野木議長 大谷議員。

●6番大谷議員 入りたいというときに入れなかったら、その人はまた外へ出ていっちゃうので、なかなか住んでもらえないということがあります。平成28年度に計画しているようですが、その辺の考慮をしてあげないと、ここに住んでいただけないということも出てくるかと思いますが、その辺の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 本町に住みたいという方の要望がありますけれども、なかなか空いている住宅でそれなりの整備されている住宅が現在のところはない。つまりいつも空き家を持っていないければそういう方を迎えることが困難なわけであります。

今後、できるだけ整備をしながら、余裕のあるような住宅建設を考えていきたいというふうに思っております。ただ、公営住宅の場合はどうしても国の補助をいただく関係上、規定の大きさ規定の形で建設する。さらには、家賃等につきましても、一定の所得に応じて家賃が定まる関係上、民間と変わらない家賃になっております。それで、なかなか低所得者の人は入りづらいのも今の現状でございます。できるだけそういったものの改善するように努めていきたいというふうに考えております。

●6番大谷議員 以上で終わります。

●小野木議長 通告順番2、1番杉野好行議員。

●1番杉野議員 私のほうから、通告に従いまして質問をさせていただきますけれども、我が町の英語教育の推進についてということで、大見出しで謳わせていただきました。

この質問をする私自身はもとより才覚非才の身であります。何をどのように伺っているのか、なかなか考えがまとまっておりません。その辺を町長に咀嚼をしていただきながら、お答えをいただければ幸いというふうに思っているところであります。

さて、なぜ、今、英語教育が声高に叫ばれているのかということ、世界の流れで英語が共通の言葉になっているからということでもありますけれども、昨今、我が国の企業の中でも、オフィスワークをする中で、一日中英語で会話をしながら作業をしているというようなところもあるやに聞いております。こういう中で、平成に入って我が国でも26年になりまして、文部科学省から小学校の中学年程度からですか、英語教育を取り入れるというようなことも言われているとふうに伺っております。

しかしながら、この平成26年たたんとしている我が国日本で、国語もままならない中で、なぜ今さら、取り分けて英語教育を重要視していくのだろうかというような思いも、私は持っております。通告の中にはございませんけれども、よろしければ町長のこの国語の学力低下等について、ご意見をいただいた中で、後の英語の教育に関しての質問の部分を答えていただければというふうな思いでおりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

さて、我が町の英語教育では、英語助手を常駐していただいて各学校等の英語教育に携わって

いただいているということではありますが、我が町の英語教育の現状と、それから英語指導助手の活用方法、また、各小中学校での取り組み等について、まずは伺います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 答弁させていただきます。

今、私たちを取り巻く社会は、国際社会とのかかわりが強く、特に、将来を担う子ども達は国際社会の中で生きていく時代でございます。それだけに、これからは外国の言葉を学ぶ必要が高まり、これも当然かと思えます。私の時代では英語と申しますと文法から始まり大変苦勞しましたけれども、今、子ども達はそういったことでなく即日常の言葉として使われているのであります。

ご案内のとおり、私の町も何年も前から英語指導助手を採用し、学校教育や社会教育に取り組んでまいりました。内容や今後の取り組みにつきましては、担当されております教育委員会のほうから説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

●小野木議長 答弁、菅原教育長。

●菅原教育長 教育委員会所管事項についてお答え申し上げます。

冒頭ございました国語の学力低下、低いというお話につきましては、資料がありませんけれども、いわゆる母国語であります。世界の中で母国語の理解が低下していることに関する調査をしておりませんので、国語力につきましては国内で我々がどう感じているかということに尽きると思えます。これが現状であります。

次に、教育の現状とAETの活用状況についてお答え申し上げます。

現在、英語教育は、小中学校におきましては平成21年から使用しております学習指導要領に基づきまして、英語ではなく外国語という言葉で表示しております。小学校は外国語活動、中学校は教科としては外国語、その中で、豊頃町においては英語を選択している、このようなことでございます。

現在小学校では、五、六年生が外国語活動ということで、担任教諭を中心にまず外国人になれることを主として、年間35時間ほど学習し、本町の英語指導助手が補助で入っているという形でございます。

また、中学校におきましては、英語教員が授業をするわけですがけれども、主に話すことの基礎能力をつけるということで、外国人になれることの次の段階として、外国人と直接会話をする、外国の文化を理解する態度を養う、このような目的のもとに英語指導助手を週3回から4回、中学校に派遣し、英語教員の補助をしていただいていると、これらが前段ご質問の現状でございます。

●小野木議長 杉野議員。

●1番杉野議員 今、答弁いただきましたけれども、私たちが英語を習い始めたころは、町長が

おっしゃるとおりに、文法から始まって会話というようなことがほとんどなかったのが現状で、今の子ども達にしてみれば、英語指導助手が今いることで、常日頃から海外の方と交流が持てる、また会話ができるというようなことだというふうに思いますけれども、今教育長が言われるように、まだまだ日本国の教育指導要領の中では会話会話とは言いながらも、昔ながらの英語教育が中心になっているように思います。

そういう中で、この質問を、なぜさせていただいているのかと言うと、英語指導助手の存在が極めて大切なことだということを我々も肌で感じているし、現場で教育されている教職員の皆さんもそのように思っているだろうというふうに思います。もう40年も前のことですが、事例を挙げてちょっとお話をさせていただきたいと思います。

私が社会人になったころに、同じ職場におられた方からのお話でありますけれども、その方は1年半ほどアメリカに実習に行かれて、帰ってきたときに私と同じ職場になりました。その方の学歴は北海道大学英文学部卒業、非常に英語に堪能な方です。文法その他の文章を書かせたらピカーというような方でありましたけれども、アメリカに行って約1年近くは、ほとんどの会話が成立しなかったというふうに伺いました。雇い主のボスに聞かれても、何を聞かれているのかちんぷんかんぷん、同僚と話をしても何を言っているのかよくわからない。

そういう中で、筆談で雇い主のボスに、何か一言侮辱されたような言葉を言われた感触を持って、それに対して対抗するために鉛筆を持って、そのボスに訴えかけたそうでありまして、そのときには、さすがにそのボスも見事だというふうに答えられたそうであります。日本国の英語教育はそういうところから始まっているということでもあります。そのためにも、この指導助手というのが非常に大切だというふうに私は思っているわけでもあります。

書く英語から聞く英語、話せる英語、こういうふうに進んでいく、今、時代が来ているというふうに思いますけれども、この点に関して、これからどのように指導助手等を活用しながら町長は児童生徒の英語教育をされていくのか、まず伺います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 私は子ども達に外国語を教えるというふうに、習うということは大変これからは先ほども申しましたとおり国際社会の中では必要かと思えます。ただ、専門的な分野になりますと、言葉一つ一つに意味も違いますし、当然そういったときには専門的な上級クラスで勉強をされたり、また大学へ行かれるかと思えますけれども、私は、あくまでも外国人と接したときに習うよりなれる英語といいましょうか外国語で、私は十分かというふうに思っております。

ただ、高校、大学へ行って専門的な分野に入り、そういった専門的な知識を持って職業を持つ方は別として、通常外国へ行った場合の日常的なちょっとした買い物等がスムーズにできるぐらいのなれるといいましょうか、習う程度で私は結構でないかというふうに思っております。ただ、人によっては外国語をさらに勉強されたい方は、それぞれ専門的な分野で習うことが必要かと思えますし、まして、そういった専門的な仕事につく方については、日本語もしっかり覚えな

ければならないし、もちろんその国々の歴史もしっかり覚えなければならないというふうに思っております。

現在、私どもはサマーランドとの姉妹都市で、サマーランドから女性の指導員が来ておりますけれども、非常に若いために子ども達と一緒に頑張っていているという話も聞いておりますし、今の体制を持続的に続けることが私は非常に子ども達によろしいのではないかというふうに思っております。専門的な計画内容につきましては、ご質問によっては、また教育長のほうから答弁させていただきます。

以上です。

●小野木議長 菅原教育長。

●菅原教育長 二点目のお答えです。英語は極めて大事だということにつきましては、教育委員会もそのとおりに感じておりますし、ただいま町長から申し上げたとおりであります。

具体的なことについて少し答弁させていただきますが、日本人の英語力についてであります。議員ご指摘のように、日本人の英語力は一般的に低いと言われておりまして、これは公的な調査ではありませんけれども、国際英語力比較という、読み、書き、話すという調査があります。日本は世界の21番目だというふうなデータもございます。英語が通じにくい国ではありませんが、英語がなかなか能力が高くない。一方、実は高く評価されている面もございます。日本語、自分の国の言葉だけで世界的な学術情報や専門的情報が得られると。すなわち、英語圏を除いた日本の中で、英語の文献が日本語で本当に正しく訳されて、水準の高いものは日本語で読んでいると、こういう国は非常に少ないようであります。結果、日本人は読み書き能力は世界に誇る高さを持っているということが言えますし、その面でも自信を持つべきだと、こういうことでございまして、この後は議員ご指摘のように、いかに実地体験として英語力を高めていくかと。その一環として、豊頃町は子ども達を海外へ派遣したり、姉妹都市から英語指導助手を招聘しているわけでありまして、今後もサマーランド等の実地体験が大事だと思いますので、ぜひ町にも継続をお願いしたいというふうに考えております。

最後になりますが、英語をどうやって今後上達をさせていくのかということでもあります。国は、議員からお話しありましたように、2020年の東京オリンピックを見据えまして英語教育改革実施計画なるものを定めております。今後英語教育がさらに進みまして、小学校では3年生ぐらいから英語を学ぶようになります。これは学級担任が中心で指導助手が入ると。高学年は完全な教科となりまして、専科教員と言いまして、担任教諭のほかに英語を専門に指導する教員、プラス町で英語指導助手を派遣する体制になっていくと考えております。

中学校におきましては、1から10まで日本語を使わない、英語で授業を行うということが計画されているところであります。したがいまして、現在いらっしゃる英語の担当教員におかれても、英語力を高めていただく研修等をさらに進める必要があるもとと考えております。

なお、英会話はどのようにすると上達するかということもありますけれども、やはり2,00

0時間以上現地生活が必要だということが言われております。2,000時間というのは、1日10時間英会話をやりましても、200日であります。約1年間現地で生活するとすっかり身につくということが言われておりますので、このことも踏まえて極力実施体験ができるような場を提供していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

●小野木議長 1番杉野議員。

●1番杉野議員 話せる英語、話す英語、聞ける英語、これらをどのようにしていくのが一番大切かというのは最後に話させていただきますけれども、私も、過去二度ほど約期間にして1カ月ほどですけれども、海外渡航の経験がございます。そういう中で、オーストラリアやニュージーランドにお邪魔したときに、片田舎のレストランで、横にいた女性がウェーターに、「ワラ・プリーズ」というふうに言いました。何言っているのと、自分でもわからずにただ聞いているだけでしたけれども、ウェーターがその後、お盆に水を持ってあらわれました。日本では安心して水道水が常に飲める環境にありますから、ウェーターが先に水を持ってきて注文を聞くというような行動を、耳に、目にしますけれども、海外では水が貴重品でありますので、要求しないと出てこないということでもあります。ただし、それがウォーターではなくて、ワラでした。これがまず初めてのドッキリ体験でした。

次に、バスで移動しておりまして、専属の現地ガイドを雇いました。そのガイドがシカの放牧している農場を指してシカ畑ですというふうに訳しました。先ほど教育長が言われたとおり、今、NHKのドラマの中でも、英語を訳する能力は日本人は非常に極めて高いものがあるというふうに言われましたけれども、現地で英語を学び、英語で育ったガイドさんにはシカ畑にしか見えなかった。いただいたパンフレットには、何て書いてあったかと言いますと、ディアフィールドではなくて、要するにシカ畑ではなくて、ディアパステンレジャーファーム、シカ放牧農場というふうにパンフレットには書かれてありました。それを現地ガイドはシカ畑というふうに訳して、我々に伝えたわけであります。

海外で通訳ガイドを雇うにしても、このような現状がございまして、なかなか正確な情報が伝わらず、相手方とのコミュニケーションがとれないと、こういう現状の中、我が町では、この英語指導助手が非常に大切だと私は思っておりますし、町長に申し上げたいのは、1人で本当にいいのかと、1人で二百二十数人の児童生徒に対応し切れているのかと、こういうことあります。

また、この英語指導助手、各町村一人ひとりおられるようでありますけれども、地元との交流は余りせずに、その話が通じる仲間たちで交流を深めているのが現状だというようなお話も伺いました。そういう中で、我が町だけは特性を持って最低でももう1人、二人で常に会話ができてストレスがなくて、児童生徒に英語力が身につくような指導をしていただけるように、また、今、教育長が言われたとおり外国語教育の充実強化を図るべく日本政府は考えている時代に、な

かなか講習だけでは現場の教員の質、能力向上を図るのには即席ラーメンのようにはいかないだろうというふうに私は思います。

そういう中で、町長に申し上げたいのは、予算を出してみたところでごく一部であるというふうに私は思います。きょう傍聴人が来られておりますので、先ほどの補正予算の内容の中でもわかりにくいなと思われる方もいるかと思えますから、一言だけつけ加えますけれども、町の予算というのは交付税がどんどんどんどん来るんだなというふうに勘違いされたら困りますけれども、その辺あたりも町長から傍聴席に向けて、こういうことですよというふうな簡単な説明をしていただくと、議会の内容が理解できるかというふうに思いますが、何せ英語指導助手を1人増やすだけで、幾らほどしかかからないというような思いはしております。急務でありますから、これらについて町長のお考えを伺い、また、英語指導助手を2人体制にすることで特色ある豊頃町の英語教育ができるんですよ、管内に知らしめ、管内の生の英語を身につけて中学校を卒業したときには、ある程度の会話ができるんだと豊頃にいればというふうな親御さんがいたとしたら、豊頃に移り住んでほかの仕事場に通われる方もいるかもしれない。教育を中心にして、昔は企業誘致、企業誘致、企業誘致で人口増でしたけれども、今は、この英語を特色あるものにして、豊頃では英語が生で聞けるんだと、生で話せるようになるんだというようなことで、人口増にひょっとしてつながる形が未来、絵が見えるのであれば、これも安い投資だなというふうな思いはしておりますので、町長のお考えを伺います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 今、いろいろな体験談を聞かせていただいて本当にありがとうございました。実は私も過日、今、本町に来ております指導員に自宅のほうに遊びに来ていただいて、いろいろとお話を聞かせていただきました。ほとんど言葉は通じませんが、仕草で十分通じたように思います。ただ、今現在1人ですけれども、2人、3人に増やしてすることは可能かと思えますが、これは専門分野ですので、教育委員会とも十分協議しますが、学校は学校で生徒方の時間帯があると思います。英語の時間をたくさん取りますと、ほかの時間にどうしても食い込む形になるかと思えます。そういった専門的な分野については、教育委員会と十分検討しながら、学校なり教育委員会で、もう1人増やしていただきたいというならば、十分またそのような方向で努力していきたいというふうに思っております。

先ほども言いましたとおり、やはり国語をしっかり覚えながら、さらによその国の言葉も覚えるということは、子ども達にとっても非常に負担がかかりますけれども、遊びの中でそういった生活の中で、外国人との接触を多く保っていて言葉を覚えるほうが、かえって理想的かなというふうにも思っております。

今、現在行っている子ども達のサマーランドへの研修というか学習については、今後とも進めていきたいと。さらに、今ご指摘のとおりどうしても1人、2人を必要だということになれば、それなりに十分前向きで検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

●小野木議長 杉野議員。

●1番杉野議員 質問の時間もわずかになりましたので、最後にさせていただきますけれども、英語指導助手を中心としたセミナーなり、英語だけで過ごせるキャンプであったりというものが我が町で開けるようになれば、このようなことが企画計画できれば管内にアピールすることもやぶさかでないでしょうし、豊頃の英語力は格段に毎年のように着実に上がっていったというふうに管内に知らしめられるようになったならば、この町の特性として、これから位置づけられるのかなという思いでおりますので、教育委員会も町長部局についても、十分これらについて検討していただきながら、新しい長節のキャンプ場もできるわけです。こういう中で、英語だけで過ごすキャンプ、こんなのができたら最高だなというような私は思いでおりますので、今後とも十分に検討していただきたいというふうに思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 関係機関と十分協議しながら、前向きに検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

●1番杉野議員 以上で終わります。

●小野木議長 11時10分まで休憩します。

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

●小野木議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問、通告順番3、3番菅谷誠議員。

●3番菅谷議員 ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告いたしました2項目について質問させていただきたいというふうに思っております。

その第1項目については、町有林の森林経営計画についてでございますが、第4次総合開発計画でも本町の総面積の約6割が山林ということでございますが、その中に国有林、道有林、あるいは町有林、民有林等もあろうかと思っておりますけれども、町有林の面積並びに人工林あるいは自然林、立木地別に、わかっていたら教えていただきたいと思っております。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 ただいまのご質問で国有林、道有林、町有林、特に町有林の中にもどのようなものかというご質問だと思いますけれども、本町には、国有林はございません。道有林の面積についてちょっと把握はしておりませんが、町有林につきましては、面積は約3,118ヘクタールございまして、そのうち人工林は1,242ヘクタール、自然林が1,876ヘクタールを有しております。特に人工林の中に、主にカラマツでございまして、約71%、882ヘクタールでございます。

以上でございます。

●小野木議長 菅谷議員。

●3番菅谷議員 木の生えてない面積というのはないのですか。

●小野木議長 答弁、和田産業課長。

●和田産業課長 お答えします。

私の手元に町有林の関係のデータしかございませんけれども、その町有林の無立木地につきましては、平成26年度現在、今、現在111ヘクタールでございます。

●小野木議長 菅谷議員。

●3番菅谷議員 今の111ヘクタールについての植林計画はあるのでしょうか。

●小野木議長 答弁、和田産業課長。

●和田産業課長 この111ヘクタールの部分につきましては、全部天然林の部分でございまして、天然更新を今考えてございます。

●小野木議長 菅谷議員。

●3番菅谷議員 そうしますと、植林は考えていないということですね。植林できないような地形なんですか。

●小野木議長 答弁、和田産業課長。

●和田産業課長 この部分につきましては、今現在天然改良という事業展開がございまして、補助をいただきながらこれを進めています。現在の植栽等につきましては、カラマツ材を優先的にやっておりますので、これは随時補助事業の採択の中で対応していくと、このように考えております。

●小野木議長 菅谷議員。

●3番菅谷議員 山林は言うまでもなく住みよい環境づくりだとか、あるいは将来に向けての財政的観点から適切な森林整備を図って計画的に伐採の推進が重要であるというふうに考えております。そこで立木売り払いの長期計画をお伺いしたいと思っております。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 現在、私の町では計画的に伐採をしておりますけれども、本町のカラマツ林につきましては森林管理において約50年サイクルを目標に見込んでおります。特に50年以上の高齢級のカラマツについては、年間約10ヘクタールから20ヘクタールの間ぐらいで主伐しております。その後は当然植林をしております。今後も市場の価格の動向を考えながら、適切な森林管理をしていきたいというふうに考えております。

●小野木議長 菅谷議員。

●3番菅谷議員 もちろん伐期が、結局30年なのか40年なのか、どこで伐期を決めていらっしゃるのかお伺いしたいと思っております。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 過去に伐期30年という時代もございましたけれども、これは用途によってやはり坑木等に使われたと思いますけれども、今、一番効率いい建材として使われるようになってからは、やはり40年以上50年、その状況に判断しますけれども、今、現在私どもで計画立てているのは50年生をめどに伐採をしている状況でございます。

●小野木議長 菅谷議員。

●3番菅谷議員 50年生で大体20ヘクタールくらいずつ毎年切っているのだということなんでございますが、今後の造林保育事業による経営の持続の考え方についてどういう形で進めていくのか、切った後は造林していくのでしょうかけれども、その辺のことについて町の計画があるのかどうかということにお伺いしたいと思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 現在、伐期が来ているものについては、先ほど申し上げましたとおり10から20ヘクタール以下で順次切っております。今後も計画に基づいて当然50年生以上のものが出てきておりますので、これからは順次そういう形で切っていく、ほとんどが毎年10ヘクタールから20ヘクタールの収入が見込まれる計算になっております。

特に、先ほども申し上げました50年サイクルの計画を持ち続けながら、もちろん植林はしていきますけれども、資源の循環利用を進めながら、やはりきちっと山を守っていきたくて考えております。

●小野木議長 菅谷議員。

●3番菅谷議員 植栽あるいは植林事業等につきまして、事業者の確保が不安だというふうに私は考えておりますけれども、その点について不安はないのですか。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 特に、今は以前と違いまして、山を守るということはもちろん財産保全の意味もありますけれども、何といても災害から守る。さらには環境を守る、私たちの暮らしと非常に密着するのが現在の山であります。今後も町有林についてはそういった計画的に伐採しながら計画的に植林し、きちっと山を守っていきたくて。

ただ、市場がありますから、値段等については市場によって多少動きがあろうかと思っておりますけれども、財産確保よりも、やっぱり山を大事に守っていきたくてというふうに考えております。

●小野木議長 菅谷議員。

●3番菅谷議員 私が申し上げているのは、今、現在は森林組合にお願いして植林をやっておりますよね。森林組合自体は合併いたしましたよね。そして、たまたま私が見る中では、池田には森林組合の中身はカラマツが多いんですよ。チップ材になるのか何になるのかわかりませんよ。わかりませんが、池田にはカラマツが多くて、豊頃はほとんどが雑木なんですよ。こういう状況で、将来的に経営者が変わって植林というものが実際にやられる状況になってくるのか、それともそういう見通しが無いのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 先ほども申し上げましたとおり本町の町有林、約3,000町歩以上ございまして、そのうちの約7割以上がカラマツでありますから、これから50年生を順次伐採して植林していく。今、森林組合は広域になりましたが、しかし、森林組合の下のほうに各民間の企業というか団体、下請けをしていただける会社がございますので、山を回る場合は今ほとんど森林組合からそちらのほうに行っているような状況でございます。今後も持続的にそういうような作業、仕事があれば、当然そこで働く方も山を守っていただけるかなというふうに思っております。

●小野木議長 菅谷議員。

●3番菅谷議員 森林経営上で素材の生産が林道の開設、作業用道路だとか、そういうものが不可欠であると考えております。今後の整備計画は、それぞれ植林をする前だとか植林した時点で、伐採した後だとかそういう場合、森林の道路計画を整備されるのだろうと思っておりますけれども、その辺についてきちっとして計画があるかどうか、お伺いいたしたいと思っております。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 今、私の町の林道整備については、昭和30年ごろから積極的に施行が始まって、平成21年度まで20路線の82,000キロぐらい実際は整備をしているような状況でございます。特に、平成23年度からは森林施業を行うために利用される作業車両といいましようか、10トン積み程度のトラックの専用という林道ですけれども、そういうものを想定しておりますし、また、低コストが林業専用道路も約8路線で6,270メートル、さらには、今年度も同様に5路線で4,400メートルぐらい開設をしている状況でございます。今後とも山を守る以上林道をしっかりと整備していきたいというふうに考えております。

●小野木議長 菅谷議員。

●3番菅谷議員 先ほども申し上げました植林なり林道整備、そういったものの中で、特に植林だとか下草刈りといったものの中で、森林組合との随意契約がございますよね。この随契の仕方について、これは一般町民というのは、随契というのはこれは何をやっているのかなという疑問を持たれていると思うのですよ。そこで、やっぱり町民にきちっと広報紙かなんかで公開して、こういうことでやっているんですよという理由なに何なりを説明する必要性があるのではないかと思っておりますが、その点について説明する考え方があるかどうか、お尋ね申し上げます。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 内容的には詳しく申し上げることはちょっと避けますけれども、今、現在、森林組合は広域になって私の町、池田の町、芽室町、中札内で一つの森林組合を守っております。私の町も出資をしておりますので、民間で言えば株主の一つでございまして、当然事業に参加する、さらには森林組合の事業等の補助も多少助けているというか出資しておりますので、入札等につきましても、他の町村では入札を行っているところもあると聞いておりますが、入札することによって多少高く売れる可能性もあろうかと思っておりますが、今、随意契約している場合についても適

切な値段価格で引き受けてくれているという理解をしておりますが、いかんせん自分たちが出資したある程度の森林組合でございますので、森林組合が仮に入札に勝てなくてほとんど仕事が入らない状況になれば、これはまた必ず負担をしなければならないというふうな厳しい状況にも置かれているのが事実でございます。

したがいまして、できるだけ可能な限りやはり今の随意契約の形をとりながら、森林組合と仕事を契約していきたいと。ただ、随意契約だから極端に安いとか、そういうことは私はないというふうに思っております、それなりの単価をはじき出して仕事を取ってもらうというふうに思っております。

ただ、入札にしますと、よその民間からどんどん入ってきて、時には相場を壊されるというような形もありますし、将来にわたってうちの森林を守ることになれば、今の森林組合の随契が一番好ましいかなというふうに思っております。

以上です。

●小野木議長 菅谷議員。

●3番菅谷議員 それでは、第2項目めの学校給食について伺います。

学校給食の食材の調達につきましては、食事の推薦、地産地消を活用した給食の食材内容の充実などについて、どのような考え方で調達されているのかをお伺いいたしたいと思えます。

●小野木議長 答弁、菅原教育長。

●菅原教育長 お答え申し上げます。

学校給食用の食材につきましては、学校給食法の規定を基本としまして、安心安全を第一に、衛生的に生産流通されているものでなければならないことから、加工食品においては道内加工食品で添加物を使用していないものを購入し、冷凍食品等の国外原材料食品を購入する場合は、見積依頼時にメーカーに対して細菌検査等の資料の提出を求め、食品を購入しております。また、季節の野菜や海産物など、年間を通して地元産品を可能な限り使用するよう心がけているところでございます。

●小野木議長 菅谷議員。

●3番菅谷議員 おそらく学校の給食について、学校の栄養士の教諭等が指導されるのだというふうに理解します。今、教育長のほうで地元食品をというお話でございましたけれども、そういうものを主体として考えていらっしゃるんだと思いますが、もちろん安心安全な地場産品の活用に、PTAあるいはその他学校評議員ですか、そういう方々との協議がされていると思えますが、その内容等についてお伺いいたしたいと思えます。

●小野木議長 答弁、菅原教育長。

●菅原教育長 学校におけます安心安全な給食の実現につきましては、数年前にも菅谷議員からご質問をいただいた経過がございます。当時は、食材の高騰によって給食の量がどうなのか、あるいは中国産の事件がありまして、安全安心は確保できているのかというようなことが問

われる時代でありました。その後も町民の方、あるいは学校の意見を聞く方法としては子どもさん方から直接アンケートをとる、それから学校評議員ではなくて、学校給食運営委員会という制度がございます。この中に学校代表者、PTA代表者、あるいは各所管施設の代表者を委嘱申し上げまして、年に1回、あるいは必要な場合は複数回学校給食全般、あるいは内容についてご協議を願っているところでございます。

●小野木議長 菅谷議員。

●3番菅谷議員 ただいま運営委員会だとか、PTAの方々というお話でございましたけれども、ふるさと給食の食材の地元調達に生産者団体との協議をされているのかどうか、お伺いいたしますと同時に、特に食材を栽培されている方、そういう方々との協議がどのようにされているのか、お尋ねいたしたいと思います。

●小野木議長 答弁、菅原教育長。

●菅原教育長 ふるさと給食に関してお答え申し上げたいと思います。

現在、ふるさと給食は年4回程度の実施、加えて年間通じて地元の産品を使用させていただいておりますけれども、年4回につきましては、100%町内の産物でふるさと給食を提供させていただいております。そのほか通年にかかわりますけれども、産品の購入につきましては、購入方法としてやはり町内の商店に見積りをお願いし、購入する運びとなりますが、その際には、町内の産物をぜひ納入いただきたいというお願いをするところであります。また、農業協同組合さんにも商店の地場産購入対応等について依頼しています。

さらに、栽培農家さんから直接というケースにつきましては、イモ等についてはかなり購入させていただいている例がございますが、その他は、近年商店等のご理解もいただきまして、物産販売所で直接出している方が数件いらっしゃいますので、そこで入手できるものにつきましては入手させていただいていると、その他海産物等については、当然地元から購入させていただいている現状でございます。

●小野木議長 菅谷議員。

●3番菅谷議員 今のお話ですと、生産者と直接お話し合いをしていないというふうに理解するのでございますけれども、今の給食運営委員会の中に、もちろん栽培されている方もいらっしゃるかと思いますけれども、その中でのご意見等については、お話がありましたらお知らせいただきたいと思えます。

●小野木議長 答弁、菅原教育長。

●菅原教育長 町内物産産品の納入について、直接地元農家から個別に購入すべきだという意見は学校給食運営委員会については、現在までありません。ですが、今後契約の方法とかいろいろな課題がありますので、十分検討して進められるものであれば、進めていきたいなというふうに考えます。

●小野木議長 菅谷議員。

●3番菅谷議員 地場産食材の利用割合と申しますか、それは当初計画にございましたね。これは第4次総合開発計画の中で何パーセントという示しがありますが、それは果たされているんですか。達成されているの。

●小野木議長 答弁、菅原教育長。

●菅原教育長 総合開発計画に示している地場産品購入率については、ちょっと今資料がありませんので、後ほどお答えさせていただきますが、現状いわゆる地場産、町内産の使用率というものにつきましては把握をしております。例えば、地場産品といった場合は、町内産あるいは十勝産、それから道東産、道内産。私たち道内産までは給食においては地場産品というふうを考えております。現状主食と副食はあるので、一概に比較難しいのですけれども、総体の中で、米、牛乳を含めた中で町内産をのぐらい使っているかという、10%前後になります。これが統計の数字であります。道内産となりますと約8割が、本町の給食センターにおいては80%程度は道内産を使っているということでございます。

●小野木議長 暫時休憩します。

午前11時35分 休憩

午前11時38分 再開

●小野木議長 再開します。

答弁、菅原教育長。

●菅原教育長 資料の不備で申しわけありません。

ご質問の地場産、これ道内と明示しておりますけれども、地場産食材の利用割合、目標値は70%ということで目標としておりますが、現状副食中心として目標値は果たしているというふうを考えております。

●小野木議長 菅谷議員。

●3番菅谷議員 豊頃町の生産者の生産した食材というのが何パーセントぐらいあるんですか。それはわかりませんか。

●小野木議長 答弁、菅原教育長。

●菅原教育長 先ほど申し上げましたけれども、ふるさと給食に限って言えば、米を除いて100%町内から調達をさせていただいております。ただ、年間通じますと10%前後ということになります。

以上です。

●小野木議長 菅谷議員。

●3番菅谷議員 大体大よそわかりました。それで、これで私の質問を終わりたいと思いますけれども、できるだけ本町の無農薬の食材を使っていただくことが最善かなというふうに思っておりますので、その辺留意をしながら心してやっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。私の質問を終わりたいと思います。終わります。

●小野木議長 通告順番4、8番藤田博規議員。

●8番藤田議員 議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、初めに、公園施設の整備について、2点ほど伺います。

本町には、自然公園・児童公園が設置されており、地域に密着した施設として利用されていると思います。茂岩自然公園にはパークゴルフ場、キャンプ場が整備され、多くの人たちが利用されております。町内の人のもとより、町外からの利用者もいると聞きます。焼肉ハウスでは天候を気にすることなく、暖炉を囲み楽しいひとときを過ごすことができ、緑豊かな高台から眺める十勝川の雄大な景色を見ることができます。春には桜が咲き、訪れる人々の心を和わせてくれます。

しかし、残念であります、この公園には特徴らしき施設がなく、何か物足りなさがあるのではないかと思います。高齢化が進む現在、数年先には4人に1人が高齢者となる予測が発表されており、高齢者の中には家に閉じこもり不健康な生活を送っている方も多く、日々の生活では衰えてしまう体力や動作、健康な知恵の回復を目指す、日ごろからの健康管理が大事かと思えます。高齢者が健康で生き生きと生活できるよう健康づくりを支援することが必要かと思えます。

高齢者の健康増進のための健康遊具を全国の公園に設置する動きがあります。子ども達の遊び場ばかりでなく、高齢者が体力づくりに集う場となっております。公園には自主的な体力づくりや健康維持のための活用に役立つ一つとして活用すべきだと思います。健康遊具とは大人が身近な場所で、健康維持や体力の向上など、遊び感覚で気軽に体を動かすことができ、健康づくりを主な利用目的とした器具であります。散歩の途中やちょっとした時間を利用して、誰でもが気軽に体を動かすことができます。ストレッチや体のツボを刺激したり、体を鍛えたり、利用方法がさまざまですが、特に中高齢者が自分のレベルに合わせて適度な運動ができます。公園等の遊具の設置状況と、子どもだけでなく大人も利用できる健康づくりのための遊具の配置が必要かと思えますが、伺います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 答弁させていただきます。

町内の公園につきましては自然公園が、茂岩山の自然公園と長節湖の2カ所でございます。また、公園という名のもとにつくられている場所については、中央区から大津の中央公園までそれぞれ7カ所を有しております、そこにはそれぞれ遊具が備えてあります。ただ、最近その遊具も非常に傷んできておりますので、逐次直してはおりますけれども、なかなか遊具と今の子ども達の遊具とは、非常に乖離しているかなというふうに思っております。できるだけ安全性の高いものを整備していきたいというふうに考えております。

先ほど、大人も利用できるようなものという話でございますけれども、これも全国的にそういった大きな町などでは大人用の遊具も備えているというところもあるというふうに伺っており

ます。ただ遊具の機能は非常に多種多様で、子どもから大人、そして大人用のものを子どもの公園に入れますと非常に管理上、万が一子どもがそこで利用してけがでもされたらこれまた大変な問題で、非常に大人の遊具というのは今私どもの担当者と話していても非常に難しいなど、購入するしないは別として、ある程度場所に購入しても、やはりその使用される方々がほとんどが大人であればいいのですけれども、万が一、子どもの場合は大変危険な状態になったら困るかなというふうに思っております。

また、散歩のときにちょっとした遊具があればよろしいと、そういう面では私もやっぱりそう思いますけれども、もし高齢者でも車の運転のできる方であれば、体育館にそれなりの遊具がありますので、それで自分の健康を保っていただきたいというふうに思っております。

ただ、私の町は子どもが少ないけれどもお年寄りが結構多くなってきておまして、そういった意味では、今のパークゴルフとかゲートボールは、それぞれ人気があってやっておりますけれども、果たして本当に公園に大人の遊具を備えて利用していただければいいんですけども、ほとんど利用されないような状況になれば。もう一つは、遊具というのは非常に特許なんかを取っております、値段的にはもうびっくりするぐらいな値段で、1個そろえるのも何十万円というような形になります。

このことにつきましては、やはりそれぞれ老人クラブの方々ともお話をしながら、できればそういうものをそろえていただきたいという話があれば、前向きに検討していきたいというふうに思っております。また、子どもの遊具については、それぞれ日曜、土曜は保育所などは休みですので、遊具の点検、さらには遊具の機能の見直しも十分に考えながら、前向きに検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

●小野木議長 藤田議員。

●8番藤田議員 ただいま答弁をいただきました。健康遊具につきましては安全性というのが確かに問題があるかなと思うのですけれども、いろいろなところの設置状況を見ますと、何がどこまでも安全ということはないわけですが、それにつきましては、利用方法とか使い方というものを十分に説明されながら設置されていると。万が一、また子供方が大人の健康遊具を利用するにしても、子供だけでは使えないような対策等を取りながら設置をしているということも聞きます。予算面につきましても、確かにそれなりの値段はするかと思うのですけれども、今、高齢化が進む中で、医療費とか何かを比較すると、十分にそのほうが比較して失礼ですけども、健康増進のために病気が発生することなく、健康を維持できるのではないかなと思いますけれども、その辺から考えたら、やはり高齢化が進んでいる豊頃町では、ぜひそういうものを設置すべきではないかなと思いますけれども、伺います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 大人の遊具というのは非常に難しく、健康な方には物足りないですし、体のご不

自由な方についてはよろしいかもしれませんが、また、落ちたり、足を引っ掛けたりして非常に、どの辺を重点に置いてそういうものを整備すればいいか、本当に本音を言いますと困っているところなのです。

ただ、もうひとつはですね、本当にその遊具を1人でも利用する方がいれば、やりなさいと言われてもごもっともだけれど、しかし、公のお金を使いながら果たして本当にそういう形でいいのか、それならまた別な形で高齢者の方、また体の不自由な方に何かそういった健康的なものを提供できたり、利用できる方法がいいかなと思っております。

今、藤田議員から言われた大人用の遊具についても、担当者のほうで、他町村の事例を見ながら今後検討していきたいというふうに思っております。ただ、公園が何カ所もありますから、何カ所もそういう形をつくるべきなのか、本当にどういう形で一つの大きな公園でそろえるのはいいですけれども、今言ったとおり7カ所もあると、同じものを7カ所つかなければ、やはり公平に均等に利用できないということで、この問題については十分検討をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

●小野木議長 藤田議員。

●8番藤田議員 あわせて、茂岩山の自然公園を質問させていただきたいと思います。

茂岩山自然公園には、子ども達が遊ぶ遊具が少ないというふうに思います。いざ子ども達が親子連れで茂岩公園に来て、おもしろい遊具がない、数が少ない、それですぐ飽きてしまうような遊具が多いと。その中で、親御さんを連れて、じいちゃんなりばあちゃんなりが行った場合に、そこで大人も一緒にその遊具を利用しながら一緒に遊ぶという形が必要ではないかなと思うのですけれども、やっぱりその辺の茂岩山の遊具自体も整備しながら、あわせてそういう健康遊具というものを取りそろえることが大事でないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 今の茂岩山の件ですけれども、どちらかという、茂岩山に集まる方はキャンプをされる方が非常に多いような形で、今キャンプ場の宿泊施設についても整備をして、今舗装が始まろうとしております。また、焼肉のほうも、今建設中なで、ある程度整備を進み、今ご指摘の公園にある遊具については、十分これから検討し、使えないもの、使えるもの、また機能がほとんどできないようなものも区分しながら、本格的にあそこの山も整備したいというふうに考えております。

今後は、茂岩山については、遊具等についてもある程度もうちょっと現代風というか、今ふうのものを考えながら検討してまいりたいというふうに思っております。

●小野木議長 藤田議員。

●8番藤田議員 茂岩山の自然公園についてちょっと触れたいと思います。

親子連れで少し時間に余裕があったものですから、その茂岩山に行って親子ともどもに遊ぼう

かなと思ったけれども、やはり先ほどの繰り返しになりますけれども、ありきたりのもの、今までのあったようなものがあってすぐ飽きてしまうと。それこそ今いろいろな地方では大型遊具とか、大人も一緒になって遊べるような、上ったりそこで綱を渡ったり、ぶら下がったりといったものがあるかと思えます。そういうことが設置することによって、親子ともどもの絆を築くこともできますし、また、多くの町民の方、または町外の人もそこに行って遊ぶことができるという話になるかなというふうに思いますが、やはりぜひ今後とも更新をしながら、安全対策はもちろんですけれども、大人の遊具も設置しながら整備していくことが、今後とも大事なと思うのですけれども、改めてお伺いします。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 先ほど申し上げましたとおり、今、茂岩山のほうの整備も進んでおりますので、これからもまだまだ整備していきますので、今ご指摘言われたことも十分念頭に置きながら整備していきたいというふうに考えております。

●小野木議長 藤田議員。

●8番藤田議員 次に移ります。

パークゴルフ場の利用促進について伺います。

パークゴルフ場は多くの町民の皆さんが利用され、親睦を深めながら楽しくプレーを楽しんでいることと思えます。地形を利用した起伏に富んだコースは難しさと日ごろの練習によって点数の差があらわれるなど、楽しく町外から利用者も多く皆さんに親しまれるとお聞きします。

先日、町外の人がバスでこの地にプレーに来た皆さんが、楽しくコースを回ることができたので、改めて後日数人でプレーを楽しもうと来たところ、パークゴルフ場に行く道がわからないそうでございます。大変苦勞してそこにたどり着いたという話があります。茂岩入り口、役場入り口などに茂岩山パークゴルフ場の名所案内板がありますけれども、パークゴルフ場に至るまでの道案内板がありません。町内外からの人たちがスムーズに導いていける案内板等の充実をすべきかと思えますけれども、お伺いします。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 大変茂岩山のパークゴルフは人気ございます。しかし、最近十勝管内どこもパークゴルフの利用人口が非常に減になっておまして、これも一時のにぎわいからそういうことがなるのかなというふうに思っております。

また、私どものパークゴルフ場も茂岩入り口の道道及び役場前の看板に設置されております。したがって、今の以外に茂岩山の上のパークゴルフ場までの案内看板は正直言ってする気はありません。というのは、やはりそういう利用される方については私もよそに行くときは、多少その知識を持って場所を確認していきますので、今以上に看板を余り立てると、何となく目ざいとか、便利は便利でいいのでしょうけれども、全ての方に便利さをすることになれば、幾ら予算があっても足りなくなりますので、その辺はもしちょっと一声かけていただけれ

ば、もう上しかないのですから、これは迷うことはないのです、それはその方はちょっと私は我がままでないかと思うぐらいであります。

やはり聞きながら行くのも、町を見てもらうし、余り看板ばかり立てますと、そういったなかなか交通安全看板も目に入らなくなって、事故でも起きたら大変ですので、できれば藤田議員さんのほうからもそういうことで看板2カ所ありますので、また遊びに来るようにということで、お誘い願えればということです。

以上でございます。

●小野木議長 藤田議員。

●8番藤田議員 うまくかわされているなと思います。ただ、私もいざ町外の人になったつもりで茂岩山のパークゴルフ場に行こうかなと思ったに行けないんですね。確かに知っている人はあそこしかないということはわかります。しかし、知らない人はやはり行けない。入り口にパークゴルフ場の絵柄はあります。役場前にもあります。だけど行く道ではない。最低やっぱり目立つようなところに矢印でも、そういうことが必要でないかなと思うんですよね。だからパークゴルフ場に行くことによって、そこに町内会の人があることによって町の中も活性化する。その中でいろいろなジュース1本でも買ってもらえれば、町の財政にも少しは寄与するのではないかなと思いますけれども、改めて伺います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 私も再度、茂岩の入り口と役場前の看板がほかの看板に負けているようであれば、ちょっと何か色でもつけて目立つようにしますけれども、あと上だけの看板をどこかにやるということになれば、今工事中だとか、整備中で使用できませんよというふうな形のものであれば張りますけれども。もう一つパークゴルフの大好きな人で、うちのパークゴルフ場の場所を知らないという方は本当に珍しい方だと思いますね。ですから、それは別として指摘されたものについては、もう一度看板を確認いたしまして、本当にわかりにくいかどうか確認して、わかりやすいような方法で検討していきたいと思います。

以上です。

●小野木議長 藤田議員。

●8番藤田議員 もう一度確認を、看板を見ますと、やはり私はわかりづらいなと思います。茂岩入り口につきましては、上のほうにあります。わざわざ上を見上げなければ見当たりません。そして、役場の入り口についても、右を見たらいいか、そうでないとわかりません。私はそう思います。できるだけ、せっかく茂岩山のパークゴルフ場に行ってみてみたいと思う人がいますので、やたらに設置するのがいいとは思いませんけれども、せめて行けるように目立つようなところに設置すべきだと思います。伺います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 看板についてはパークゴルフとともに、ほかの看板等についても十分検討してい

たいと思います。

以上です。

● 8 番藤田議員 終わります。

● 小野木議長 これで、一般質問は終わりました。

残余の案件は、午後 1 時より再開します。

午後 0 時 0 1 分 休憩

午後 1 時 0 0 分 再開

● 小野木議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎ 意見書案第 4 号

● 小野木議長 日程第 1 2 意見書案第 4 号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

2 番松崎政利議員。

● 2 番松崎議員 意見書案第 4 号。提出者、豊頃町議会議員松崎政利、賛成者、豊頃町議会議員長谷川勝夫、同上津久井精一、同上杉野好行。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり、会議規則第 1 4 条の規定により提出します。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書。

我が国においてウイルス性肝炎、特に B 型・C 型肝炎の患者が数多く存在することが国の責めに帰すべき事由によるものであるということは、肝炎対策基本法や「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固剤第 IX 因子製剤による C 型肝炎感染被害者を救済するための給付金等の支給に関する特別措置法」、「特定 B 型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」でも確認されているところである。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されているが、対象となる医療が、B 型・C 型肝炎ウイルスの減少を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療と B 型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、多くの患者が医療費助成対象から外れている。特に、肝硬変・肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の人も多く、生活に困難を来している。

また、現在は肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定（障害者手帳）の対象とされているものの、医学上の認定基準が極めて厳しいものとなっている。

また、平成 23 年 1 2 月の特定 B 型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時には、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援のあり方について検討を進めること」との附帯決議がなされたにもかかわらず、国においては、肝硬変・肝がん

患者に対する医療費助成を含む生活支援について、何ら新たな具体的措置が講じられていない。

肝硬変・肝がん患者にとって、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題である。

よって、本議会は、下記事項を実現するよう強く要望する。

記。

1、ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。

2、身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣。

以上。

●小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第4号を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎ 意見書案第5号

●小野木議長 日程第13 意見書案第5号地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

6番大谷友則議員。

●6番大谷議員 意見書案第5号。提出者、豊頃町議会議員大谷友則、賛成者、豊頃町議会議員菅谷誠、同上津久井精一、同上杉野好行。

地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

地方財政の充実・強化を求める意見書。

被災地の復興、子育て、医療、介護などの社会保障、環境対策など、地方自治体が担う役割は年々拡大しており、地域の財政需要を的確に見積もり、これに見合う地方交付税及び一般財源総額を確保する必要がある。

また、経済財政諮問会議などで法人実効税率の見直しや償却資産に係る固定資産税の減免などが議論されているが、公共サービスの質の確保を図るためにも、安定的かつ地域偏在性の小さい地方税財源を確立することが極めて重要である。

地方自治体の実態に見合った歳出・歳入を的確に見積もるためには、国と地方自治体の十分な協議を保障した上で、地方財政計画、地方税、地方交付税のあり方について決定する必要がある。

公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行政運営を実現するため、平成27年度の地方財政計画、地方交付税及び一般財源総額の拡大に向けて、政府に次のとおり以下の対策を求める。

記。

1、地方財政計画、地方税のあり方、地方交付税総額の決定に当たっては、国の政策方針に基づき一方的に決めるのではなく、国と地方の協議の場で十分な協議のもとに決定すること。

2、社会保障分野の人材確保と処遇改善、農林水産業の再興、環境対策などの財政需要を的確に把握し、増大する地域の財政需要に見合う地方財政計画、地方交付税及び一般財源総額の拡大を図ること。

3、復興交付金については、国の関与の縮小を図り、採択要件を緩和し、被災自治体がより復興事業に柔軟に活用できるよう早急に改善すること。また、被災地の復興状況を踏まえ、集中復興期間が終了する平成28年度以降においても、復興交付金、震災復興特別交付税を継続して確保すること。

4、法人実効税率の実直しについては、課税ベースの拡大などを通じ、地方税財源の確保を図った上で、地方財政に影響を与えることのないようにすること。また、法人事業税については、安定的な税収確保や地域偏在性の縮小を目指す観点から、現行の外形標準課税の充実を図ること。

5、償却資産にかかる固定資産税については、市町村の財政運営に不可欠な税であるため、現行制度を堅持すること。

6、地方交付税の別枠加算・歳出特別枠については、地方自治体の重要な財源となっていることから現行の水準を確保すること。また、増大する地方自治体の財政需要に対応し、臨時的な財源から、社会保障や環境対策などの経常的な経費に対応する財源へと位置づけを改めること。

7、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、小規模自治体に配慮した段階補正の強化について、引き続き対策を講じること。

8、人件費削減など行革指標に基づく地方交付税の算定は、交付税算定を通じた国の政策誘導

であり、地方自治、地方分権の理念に反するものであることから、このような算定を改めること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

提出先、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財政大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）、経済産業大臣。

以上。

●小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

（ 質 疑 な し ）

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（ 討 論 な し ）

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第5号を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（ 異 議 な し ）

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎ 意見書案第6号

●小野木議長 日程第14 意見書案第6号平成26年度北海道地域最低賃金改正等に関する意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

2番松崎政利議員。

●2番松崎議員 意見書案第6号。提出者、豊頃町議会議員松崎政利、賛成者、豊頃町議会議員長谷川勝夫、同上津久井精一、同上杉野好行。

平成26年度北海道地域最低賃金改正等に関する意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

平成26年度北海道地域最低賃金改正等に関する意見書。

地域最低賃金は、北海道の低賃金構造を改善し、働く貧困層の解消のためのセイフティネットの一つとして最も重要なものである。

労働基準法第2条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めているが、最低賃金の影響を受ける多くの非正規労働者やパートタイム労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができない。

こうした中で、平成20年「成長力底上げ戦略推進円卓会議」による合意と、平成22年「雇用戦略対話」において、「最低賃金は、できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、平成32年までに全国平均1,000円を目指す」との合意をした。こうした観点から北海道地域最低賃金はここ7年間で90円引き上げられたが、審議会においては引き上げ額のみが議論され、あるべき水準への引き上げができていない現状である。

既に、生活保護費との乖離解消と合意した期間が過ぎ、全国唯一逆転現象が解消されていないが、昨年の北海道地方最低賃金審議会において本年度で乖離解消を図るという答申が出された。

物価上昇局面にある中、賃金が上がらなければ働く人々の生活はより一層厳しいものとなり、ひいては北海道経済の停滞を招くことにつながりかねない。

現在の地域別最低賃金は、高卒初任給等の一般的な賃金の実態を十分に反映できておらず、北海道内勤労者の有効なセーフティネットとして十分に機能しているとは言えない。地域別最低賃金を有効に機能させるためには、適性な水準への引き上げや、事業所に対する指導監督の強化及び最低賃金の履行確保が極めて重要な課題となっている。

よって、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、平成26年度の北海道最低賃金の改正に当たり、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記。

1、平成26年度の北海道最低賃金の改正に当たっては、雇用戦略対話合意に基づき早期に800円を確保し、景気状況に配慮しつつ全国平均1,000円に到達することができる審議会運営を図るとともに、昨年、北海道地方最低賃金審議会が出した生活保護費との乖離を平成26年度で解消するという審議会答申を十分尊重すること。また、景気回復と物価上昇局面にある中、経済成長と所得向上を同時に推し進め、デフレ脱却と経済の好循環の実現に向けて、適切な水準を確保するよう最低賃金の底上げを図ること。

2、北海道内で最低賃金以下の労働者をなくすために、道内事業所に対する指導監督を強化し、最低賃金制度の履行確保を計ること。

3、最低賃金引き上げと同時に、中小企業に対する支援の充実と、安定した経営を可能とする対策を行うよう国に対し要請すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先、北海道労働局長、北海道地方最低賃金審議会議長。

以上。

●小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第6号を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第6号は、原案のとおり可決されました。

◎ 意見書案第7号

●小野木議長 日程第15 意見書案第7号義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率の復元など平成27年度政府予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

6番大谷友則議員。

●6番大谷議員 意見書案第7号。提出者、豊頃町議会議員大谷友則、賛成者、豊頃町議会議員菅谷誠、同上津久井精一、同上杉野好行。

義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率の復元など平成27年度政府予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率の復元など平成27年度政府予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書。

義務教育国庫負担制度は、標準的な教職員数の確保として国が責任を果たすものであり、僻地校などが多い北海道においては、教育の機会均等を保障する重要なものとなっている。また、これは地域主権を脅かすものではなく、義務教育費国庫負担制度は地域主権を保障する制度であり、義務教育に必要な不可欠であることから、制度の堅持と「三位一体改革」で削減された負担率を1/3から1/2へ復元するなどの制度改善が極めて重要である。

今年度の政府予算では、少人数学級推進のための加配措置は少子化を理由に被災した児童生徒への学習支援にとどまった。さらに、生活保護費の算定要素である「生活扶助費」を段階的に削減する政策を進めており、「就学援助」を受ける全道の子どもたちにも影響を及ぼすおそれがある。

教育現場においては、給食費、修学旅行費、テストやドリルなどをはじめとする教材費など、保護者負担が大きくなっている。地方交付税措置されている教材費や図書費についても都道府県や市町村において、その措置に格差が出ている。また、国庫負担率が1/2から1/3になったことで、定数内期限付採用や非常勤教職員が増加し、教職員定数の未充足などの状況も顕著に

なっている。教職員定数の拡充は喫緊の課題であり、住む地域に関係なく子どもたちに行き届いた教育を保障するためには、「教職員定数の改善」と「学級基準編製の制度改革」及び「30人以下学級」の早期実現が不可欠である。

これらのことから、国においては義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率1/2への復元など、下記の項目について地方自治法第99条に基づき、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実を図るよう要望する。

記。

1、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率1/2に復元すること。

2、30人以下学級の早期実現に向けて、小学校1年生から中学校3年生の学級編制標準を順次改定すること。当面、「新たな教職員定数改善計画」を早期に実施すること。

また、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するために、複式学級の解消に必要な教職員定数の改善及び必要な予算の確保を図ること。

3、子どもたちや学校、地域の特性にあった教育環境を整備し、充実した教育活動を推進すること。

4、給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消、就学保障の充実、図書費などの国の責任において教育予算の十分な確保、拡充を行うこと。

5、就学援助制度の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保、拡充を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣。

以上。

●小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第7号を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第7号は、原案のとおり可決されました。

◎ 意見書案第8号

●小野木議長 日程第16 意見書案第8号新たな高校教育に関する指針の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案にいて、提出者の説明を求めます。

6番大谷友則議員。

●6番大谷議員 意見書案第8号。提出者、豊頃町議会議員大谷友則、賛成者、豊頃町議会議員菅谷誠、同上津久井精一、同上杉野好行。

新たな高校教育に関する指針の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

新たな高校教育に関する指針の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書。

道教委は、「新たな高校教育に関する指針（平成18年）」に基づき、毎年度「公立高等学校配置計画」を決定し、高等学校の募集停止や再編・統合を行ってきた。これによって、全道で、現在までに募集停止となった高校が実施予定も含め20校、再編・統合により削減された高校が実施予定も含めて17校となっている。

「配置計画」で再編・統合、募集停止の対象とされた高校では入学希望者の激減する現象が生じている。さらに子どもの進学を機に地元を離れる保護者もあらわれ、過疎化を加速させ、経済や産業、文化などに影響を及ぼすなど結果的に地域の活力を削ぐこととなっている。地元の高校を奪われた子どもたちは、遠距離通学や下宿生活等を余儀なくされ、精神的・身体的な負担や、保護者の経済的負担も増大している。

平成23年度の「公立高等学校配置計画」では、「他の高校への通学が困難である」として残してきた地域キャンパス校の熊石高校を地元からの入学者が20名を切っていることを理由に「募集停止」とした。このことは、「教育の機会均等」を保障すべき道の責任を地元に移すものであり、キャンパス校や小規模校のある地域に不信と不安をもたらしている。

このように、「新たな高校教育に関する指針」に基づく「配置計画」が進めば、高校進学率が98%を超える状況にありながら、北海道の高校の半数近くがなくなることになり、これはそのまま「地方の切り捨て」、ひいては北海道地域全体の衰退につながりかねない。

したがって、広大な北海道の実情にそぐわない「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直し、中学卒業生数の減少期だからこそ、学級定数の見直しを行うなど、地域の高校を存続させ、希望する全ての子どもに豊かな後期中等教育を保障していくべきである。そのためには、地域の意見・要望を十分反映させ、地域の経済・産業・文化の活性化を展望した新たな「高校配置計画」「高校教育制度」をつくり出していくことが必要である。

以上の趣旨に基づき、次の事項について要望する。

記。

1、道教委が平成18年に策定した「新たな高校教育に関する指針」は、広大な北海道の実情にそぐわず、地域の教育や文化だけでなく、経済や産業などの地域の衰退につながることから、抜本的な見直しを行うこと。

2、「公立高校配置計画」については、子ども・保護者・地元住民など、道民の切実な意見に真摯に耳を傾け、一方的な策定は行わないこと。

3、教育の機会均等と子どもの学習権を保障するため、「遠距離通学費等補助制度」の5年間の年限を撤廃するとともに、もともと高校が存在しない町村から高校へ通学する子どもたちも制度の対象とすること。

4、障がいのある・なしにかかわらず、希望する全ての子どもが地元の高校へ通うことのできる後期中等教育を保障するための検討を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

提出先、北海道教育委員会委員長、北海道教育委員会教育長、北海道知事、北海道議会議長。

以上。

●小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第8号を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第8号は、原案のとおり可決されました。

◎ 発議案第1号

●小野木議長 日程第17 発議案第1号「T P P 協定交渉から十勝を守り抜く」決議についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

2番松崎政利議員。

●2番松崎議員 発議案第1号。提出者、豊頃町議会議員松崎政利、賛成者、豊頃町議会議員長谷川勝夫、同上津久井精一、同上杉野好行。

「T P P 協定交渉から十勝を守り抜く」決議について。

上記の議案を、別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

「TPP協定交渉から十勝を守り抜く」決議。

TPP協定交渉については、5月12日から主席交渉官会合、5月19日から閣僚会合が開催され、共同声明には「関税の取り扱いなど市場アクセスの分野と貿易や投資に関するルール分野について集中的に取り組む道筋を決めた」と明記し、交渉妥結に向け交渉参加国が継続して努力する姿勢が強調された。

今後、TPP交渉参加国は、7月の首席交渉官会合に向け、二国間交渉を重ねていくとしており、早期妥結を目指した厳しい交渉を重ねていくことが想定され、緊迫した局面がさらに続くものと考えられる。また、先般、大筋合意に至った日豪EPAによりTPP交渉のなし崩し的決着にもつながりかねない懸念がある。

十勝では基幹産業である農林水産業を中心として、食産業や運輸・流通などの関連産業と連携した取り組みが盛んに進められているほか、製粉工場、製糖工場、でん粉工場及び乳業工場などが地域雇用を支えている。TPP協定への参加は、これまでの地域振興の努力と逆行するものであり、地域の経済は甚大な影響を受け、地域社会が崩壊することが懸念される。

我々はこれまで、TPP協定が国家主権を揺るがすISD条項や、医療、医薬品、金融・保険、公共事業、食の安全基準・表示義務など、国民の一人ひとりの暮らしや地域社会の将来に極めて大きな禍根を残す重大な問題であることを繰り返し訴えてきた。今後も、各団体・機関・地域住民との連携を一層密にし、地域の産業・経済や住民の生活に影響が生じると見込まれる場合には、TPP協定交渉から撤退することを求めるための、強力な運動を引き続き展開する。

以上、決議する。

平成26年6月25日、豊頃町議会。

以上。

●小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、発議案第1号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、発議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議員派遣の件

●小野木議長 日程第18 議員の派遣を議題とします。

議員の派遣については、お手元に配付のとおりです。

職員に文書表を朗読させます。

高井事務局長。

●高井事務局長 議員派遣の件。

次のとおり、議員を派遣するものとする。

記。

1、北海道町村議会議長会主催議員研修会。

- ・ 目的 議会の活性化に資するため。
- ・ 派遣期日 平成26年7月2日（水）から同月4日（金）。
- ・ 派遣場所 札幌市及び七飯町。
- ・ 派遣議員 全議員。

2、産業厚生常任委員会所管事務調査。

- ・ 目的 管内における高齢者介護施設の実態調査のため。
- ・ 派遣期日 平成26年7月18日（金）。
- ・ 派遣場所 帯広市、音更町及び更別村。
- ・ 派遣議員 産業厚生常任委員会委員4人。

3、姉妹都市交流。

- ・ 目的 姉妹都市との交流及び親善のため。
- ・ 派遣期日 平成26年7月26（土）から同月28日（月）。
- ・ 派遣場所 福島県相馬市。
- ・ 派遣議員 小野木英毅議長、津久井精一議員、松崎政利議員。

4、北海道町村議会議長会主催議会広報研修会。

- ・ 目的 議会広報の編集技術の向上に資するため。
- ・ 派遣期日 平成26年8月21日（木）から同月22日（金）。
- ・ 派遣場所 札幌市。
- ・ 派遣議員 議会運営委員4人。

以上です。

●小野木議長 お諮りします。

ただいま事務局長が朗読しましたとおり、それぞれ議員を派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

（異議なし）

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、ただいま事務局長が朗読しましたとおり、それぞれ議員を派遣することに決定しました。

◎ 委員会の閉会中の所掌及び事務調査の申し出

●小野木議長 日程第19 委員会の閉会中の所掌及び所管事務調査の申し出の件を議題とします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の所掌及び所管事務調査の申出がありました。

お諮りします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の所掌事務及び所管事務調査等をするにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、各委員会からの申し出のとおり、閉会中の所掌事務及び所管事務調査とすることに決定しました。

◎ 会期中の閉会

●小野木議長 日程第20 会期中の閉会の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で終了することに決定しました。

◎ 閉議宣告

●小野木議長 これで、本日の会議を閉じます。

◎ 閉会宣告

●小野木議長 これをもって、平成26年第2回豊頃町議会定例会を閉会します。

午後 1時39分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

議 長

署名議員

署名議員